



case.037

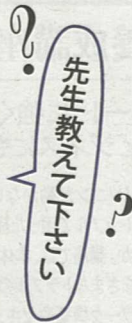
# 内定が取り消しに! どうすればいい?

今春、就職予定だった企業から内定取消の通知が来た。内定取消の事由例と取り消された場合の争い方について。

私がお答えします



うかい まさる  
編飼 大先生  
弁護士法人  
アクティブイノベーション



私は、ある企業から内定を受け、この春に就職を予定しておりました。しかし、就職先から経営が悪化したことを理由に内定を取り消す旨の通知が来ました。結局、ほかに就職先もないまま大学を卒業したのですが、私としては納得できません。どのように対応したらよろしいでしょうか?

はい、お答えします

最近話題になった新規学卒者に対する採用内定取消ですね。当該企業と内定通知を受けた学生との間には、採用内定が出された段階で、留年や病気等により勤務できなかつた場合に内定を解約できることを条件とした労働契約が成立しているといえます(大日本印刷事件最高裁判決)。

もつとも、右記判例では、内定取消ができる場合を、  
①当該企業が取消事由を採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実があつて  
②これを理由として内定を取り消すことが解除権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社

会通念上相当として是認することができるとに限り、と限定しております。

かかる要件に照らすと、内定後ほんの数カ月で見えないほどに経営が悪化することは通常考えられず、また、経営悪化を理由とした内定取消が客観的に合理的で社会通念上相当として是認されるには、よほどの経済事情の変化がない限り難しいかもしれません。とは言つても、百年に一度の世界のな経済不況下にある現在では、前述の要件を充たし、内定取消が有効と判断される可能性もないとは言えないでしょう。

このような一方的な内定取消をされた場合の争い方としては、①従業員としての地位確認 ②4月1日以降の賃金支払請求 ③損害賠償として慰謝料請求などが手段として挙げられます。

もつとも、実務では、経営難の企業により内定を取り消された学生が地位確認の裁判を起して入社することはあまりなく、和解金を支払うという形で解決していることが多いようです。

いずれにせよ、採用内定の実態は多種多様であり、個別具体的な判断が求められるので、お近くの弁護士等の専門家に相談下さい。



イラスト/丸山誠司

## 今回のポイント

社会通念上、合理的な理由があれば、企業が内定取り消しをできる場合も、内定取り消しの実態は多様なので、争うなら弁護士など専門家に相談を。

Active Innovation

### 総合リーガルサービス アクティブイノベーション

弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士・行政書士の5つの法人から構成された法律サービスのすべてを提供するワンストップ事務所

〒102-0083  
千代田区麹町4-2 第2麹町ビル5F・6F  
☎03・5215・6433  
☎03・5215・6434

●弁護士法人HP  
<http://www.ai-lawyers.jp>  
●債務整理専門サイト  
<http://www.activeinnovation.jp>  
●グループHP  
<http://www.a-innov.com>